

平成30年監査基本計画

1 都政をめぐる状況と監査

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復していくことが期待されるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動など、注視が必要である。都財政は、景気変動の影響を受けやすい不安定な構造であることに加え、国により地方消費税の清算基準が見直されるなど、予断を許す状況にはない。

このような中、都政においては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた準備をはじめ、少子高齢化、安全安心の確保など、重要課題に対する着実かつ効果的な取組が求められている。とりわけ、東京2020大会の競技会場や豊洲市場など、施設を中心に展開する事業に都民の関心が高まっている。

また、今般、地方自治法が改正され、内部統制制度の導入や監査制度の充実強化など、地方公共団体における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図ることとされた。

都は、これまで以上に内部統制体制を強化し、事務の適正性の確保を図るとともに、無駄の排除の徹底など不断の改革を進め、事業の効率性・実効性を一層向上させていかななければならない。

こうした状況において、監査に対する都民の期待はますます高まっており、事務の適正化や行財政運営の効率化はもとより、平成30年の監査では、施設の管理・運営についても重点的に監査していく。

2 基本方針

- (1) 都の事務・事業について、合規性はもとより、その業績や効果等を分析し、経済性、効率性、有効性の観点から、都民目線に立った検証を行う。
- (2) 改正地方自治法に基づく内部統制体制の整備状況を踏まえ、各局の事務・事業に共通するリスクの評価を適切に行い、リスクの重要度に応じた効率的かつ効果的な監査を局横断的に実施する。
- (3) 定例監査、工事監査、財政援助団体等監査及び行政監査の四つの監査を有機的かつ多角的に連携させ、事務部門と技術部門とが相互協力することにより、監査の質の向上を図る。

- (4) 監査の実施に当たり、外部専門家や民間の監査手法を活用し、専門性の向上を図る。
- (5) 都におけるICTの重要性に鑑み、ITガバナンスの強化に資するシステム監査を実施する。
- (6) 監査結果及び各局等が行う改善措置について、庁内へのフィードバックの内容を充実し、再発防止の徹底を図るとともに、都庁全体の基礎力の底上げに寄与する。
- (7) 監査の結果等について、ホームページ等を活用して、都民に一層わかりやすく発信することにより、都政に対する都民の信頼確保に寄与する。

3 各監査の留意事項

(1) 定例監査

ア 全庁重点監査事項

都の施設には、国内外から多数の都民や利用者が来訪することもあり、施設の管理・運営が適切に行われていなければならない。

今後、東京2020大会に向け、競技会場となる施設が続々としゅん工を迎え、また、スポーツ施設、文化施設、交通施設等を利用する都民や観光客の一層の増加も見込まれる。

こうした状況の中、施設の管理・運營業務の重要性はますます高まり、サービス向上や安全安心の確保など、これまで以上に都民や利用者のニーズに応えた適切な業務遂行が求められる。

このため、「都民・利用者ニーズに応える施設の管理・運営」を重点監査事項として設定し、各局における施設の管理・運營業務を統一的・横断的に検証する。

イ 各局重要リスク

監査対象局の事務事業の特性や事務執行上のリスクを考慮して、局ごとに時宜に適ったテーマを選定する。

ウ その他留意事項

都の事務・事業の監査に必要な場合、財政援助団体等が都の事務及び事業を都と一体として行っている業務についても監査する。

(2) 工事監査

ア 重点監査事項

都は、東京 2020 大会に向けた競技会場等の整備をはじめ、都市活動を支える道路や上下水道等の整備・再構築、老朽化した施設の建替えや改修など、緊急性、重要性の高い工事を行っている。

工事においては、安全に留意して現場管理を行い、事故の防止を図らなければならないが、近年、全国的に、道路の陥没、資材の落下による第三者被害など、安全を揺るがす事故が発生している。

こうした状況の中、設計・積算、施工等の各段階において、適切に安全管理を図っていかなければならない。

このため、「施設工事等の安全管理」を重点監査事項として設定し、各局を統一的・横断的に検証する。

イ その他留意事項

(ア) 契約ごとに、契約金額が高額なもの、落札率が高いもの、特命随意契約など、リスクの重要度に着目し、案件を抽出する。

(イ) 長期間にわたる大規模工事等については、計画決定を踏まえて、事業計画どおりに適正に行われているかの確認を強化する。

(3) 財政援助団体等監査

ア 監査対象団体ごとのリスクに対応した監査を実施する。

イ 公の施設の指定管理業務を行う団体については、都民・利用者ニーズに応えた施設の管理・運営が適切に行われているか検証する。

(4) 行政監査

公の施設の指定管理に関するテーマ及び I C Tに関するテーマで実施する。

(5) 決算審査、基金運用状況審査、例月出納検査、健全化判断比率等審査

各審査及び検査は、各監査の結果も含め、それぞれの成果を共有し、効率的かつ効果的に実施する。

(6) 住民監査請求

公平・公正な審査及び監査を行うため、専門性が高い監査請求に対しては、外部専門家を活用するなど、住民監査請求に的確に対応する。

4 各監査等の実施期間及び報告・公表時期

監査種別	実施期間	報告・公表時期
定例監査	平成30年1月 ～平成30年8月	平成30年9月
工事監査	平成30年1月 ～平成31年1月	平成31年2月
財政援助団体等監査	平成30年9月 ～平成31年1月	平成31年2月
行政監査	開始時期未定(注) ～平成31年1月	平成31年2月
各会計歳入歳出決算審査 (基金運用状況審査を含む。)	平成30年7月 ～平成30年8月	平成30年9月
公営企業各会計決算審査	平成30年6月 ～平成30年8月	平成30年9月
例月出納検査	平成30年1月 ～平成30年12月	平成30年6月、9月、12月 及び平成31年2月
健全化判断比率等審査	平成30年7月 ～平成30年8月	平成30年9月
住民監査請求	随時	随時
監査結果に基づき知事等が講じた措置		平成30年6月、12月

(注) 行政監査の開始時期は実施計画で決定